

令和6年度事業計画書

JIS登録認証機関協議会

1. 活動方針

令和6年度は、JIS登録認証機関協議会の本来の活動である認証機関相互の情報交換の促進、適正な認証活動を行うための共同活動の実施という設立趣意に基づいた活動を前年度に引き続き展開するものとする。

JISマーク表示制度に係る関係者から提示のあった課題・要望・苦情等について、幹事会及び技術検討委員会等で実行性のある審議を行い、制度の信頼性向上を目指す。また、JISマーク表示制度の普及活動については、講師派遣事業やJIS原案作成委員会への委員派遣を普及事業の中核と位置付け、引き続き取り組むこととする。

2. 事業計画

2.1 会員間の情報交換の推進

- ・幹事会において各会員の課題や認証取得事業者等からの要望・苦情等を共有化し、課題解決に向けた検討を行い、共通認識の醸成を図る。
- ・幹事会にて共通認識されルール化又は一定の方向性（方針）を得た課題については、会員連絡会等の場で会員各機関に周知するとともに、公表可能なものについてはJISCBAのホームページを活用して積極的な発信を行う。

2.2 主務官庁からの要請・意見照会に対する回答、主務官庁への提案・要望等提出

- ・ISO/IEC 17012の制定に向けた動きがあり、CASCO（適合性評価）による基準を昨年度取りまとめた「リモート審査実施要領」を反映する。
- ・その他、必要に応じて適宜対応する。

2.3 業界等からの要望や苦情・依頼事項に対する検討

- ・共有化すべき要望等については、共通課題として検討し、その結果を業界等へ回答するとともに、必要に応じて、解釈集として公表する。

2.4 制度及びJISマーク表示品の信頼性の維持・向上のための共通課題への対応

- ・審査員向け研修は法令改正により、試験員、審査員の力量を研修等で身に付けることから始まったが、それ以外に、審査員のフォローアップ研修として、取消し・一時停止などより知見を高める必要性から審査員向けフォローアップ研修の必要性について検討する。
- ・その他、必要性が確認された課題について対応する。

2.5 講師派遣事業

（一財）日本規格協会主催のJISマーク表示制度に関するセミナー等へ、JISCBAから講師を派遣する。

2. 6 J I Sマーク制度の普及促進事業

- ・上記2. 5の講師派遣事業に基づき講師を派遣する。
- ・次項2. 7のJIS原案作成委員会へ委員派遣する。
- ・その他、関係者から要望等があった場合に、必要に応じて取組みを検討する。

2. 7 技術検討委員会

前年度からの継続業務を含み、分野毎WGを機能させて、下記に取り組む。

(1) J I S原案作成委員会への委員派遣窓口業務

原案作成委員会への派遣委員を最終決定し、委員会において、“横断的提案”に基づいた認証機関としての働きかけや経過的措置期間に係る提案を行い、その結果の評価を行う。

(2) 規格改正に伴う臨時の認証維持審査の内容に係る事前検討

規格の改正内容が重大で、臨時の認証維持審査において機関間で差異が出るのを避ける必要があると判断される場合、認証維持審査の内容について事前検討し、整合性を図る。

(3) J I S C B A認証指針の改訂作業

必要に応じ公表している認証指針について該当規格の改正にリンクした改訂作業を実施する。

(4) 技術事項に係る解釈や業界対応

(5) その他幹事会よりの諮問事項

3. 令和6年度実行計画

委員会名	回数	頻度
総会	1回	1回/年
幹事会	6回	1回/2ヶ月
会員連絡会	1回	1回/年
技術検討委員会	3回	1回/4ヶ月 *WGは必要に応じて開催

以上